

法人化 Q&A

Q1. 何故法人化するのですか？それによって、どんなよいことがありますか？

A1. 法人化すると学会としての社会的認知や信用度が高まります。政府・自治体という公的機関からの研究受託や助成などを受けることができます。さらに、学会から社会に向けた情報や意見の発信に対しても、学会としての社会的認知や信用度が増します。銀行口座の開設においても、会長の個人名義での口座開設から、学会名で口座を持つことが可能になります。さらには、学会の名義で資産を持つことが可能となり、私法上の取引主体としての地位も確保されます。

Q2. 法人化とはどういうことですか？

A2. 平成20年12月に公益法人認定法が制定されました。これにより、一般社団・財団法人と公益社団・財団法人の格付けが明確となり、比較的容易に一般社団・財団法人格を取得することが可能となりました。言い換えれば、一般社団・財団法人格を持っていないことは、逆に社会的な信用を失うということになりかねません。これまで既に社団法人あるいは財団法人の資格を持っている団体は5年以内に一般社団・財団法人あるいは公益社団・財団法人のいずれかに移行することが義務付けられています。日本木材学会は、任意団体であるため、時間的な制約はないものの、まずは一般社団法人格の取得を目指します。さらに、公益性に関して定められた基準を満たしていると認定された場合は、公益社団法人となり、寄附金などについての税法上の優遇措置を受けることもできます。

Q3. 法人化しても、会員の権利は今までどおり保障されますか？

A3. 法人化しても基本的な会員の権利は今までどおり保障されます(定款 正会員の権利 第13条参照)。ただし、日本木材学会では一般社団法人化に伴い、代議員制の採用を予定しています。正会員の互選により、40名以上100名以内の代議員(一般社団・財団法人法で言う社員)を選出し、総会に出席して意見を述べてもらい、議決権を行使してもらいます。したがって、これまでのように会員全員が総会に出席し、議案に対して議決権を持つことはなくなります。しかし、会員の方々もこれまでどおり総会に出席し、意見を述べることはできます。

Q4. 法人化すると、支部や研究会はどうなりますか？

A4. 法人化後も支部や研究会もこれまでどおり木材学会の中に存在します。しかし、新たな学会定款に基づき、支部及び研究会の経理が本部との連結決算になりますが、活動事態はこれ

までとなんら変わることはありません。

Q5. 法人化すると、前払いの会費はどうなりますか？

A5. 従来通りの扱いとなります。

Q6. 一般社団法人日本木材学会は何時誰が設立しますか？日本木材学会の資産や権利はどの様に引き継ぐのですか？

A6. 宮崎大会から 5 月 15 日の総会までの間に会長と 2 名の副会長が社員となって登記・設立します。日本木材学会の解散時に既に設立されている一般社団法人日本木材学会に全てを継承させます。